

# 部活動の基本的な考え方

小林市立三松中学校

## 1. 部活動の目標

- ① 三松中学校の教育目標を達成する上での「教育活動の場」とする。
- ② 校内外において、学年や学級の所属を離れて、共通の興味や関心をもつ生徒が、学校生活の中で得た知識・技能・行動の仕方を自主的に実践する場とする。
- ③ 自他の健康・安全に留意し、心身ともに調和のとれた発育発達の健康増進を図る。

## 2. 部活動の位置付け

- 部活動は、放課後の自由時間に生徒が、自主的・自発的に活動し、技能の向上・心身の鍛錬、社会生活の育成に、他領域ではみられない形成作用がある。したがって、本校では、教育的価値が大であることを認識し、部活動を学校教育の一環として位置付け、学校の職員の指導管理のもとで活動することを原則とする。

## 3. 活動終了時間について

		【 練習終了時間 】	【 完全下校時間 】	備考
【 移行期 】	4月	18:30	18:45	
【 夏 期 】	5月～9月	18:45	19:00	体育大会終了まで
【 移行期 】	10月	18:15	18:30	1学期終了まで
	11月	18:00	18:15	県大会終了まで
【 冬 期 】	12月	17:20	17:35	
【 移行期 】	1月	17:45	18:00	
	2月	18:00	18:15	
	3月	18:15	18:30	

## 4. 休養日および活動時間について

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう以下を基準とする。

- ① 下校時間を厳守する。(※ 時間を守れない部については、活動停止等も検討する。)
  - ② 活動時間については、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
  - ③ 週当たり2日以上休養日を設ける。[平日は少なくとも1日、土・日(以下週末)は少なくとも1日以上休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。各種大会やコンクール等への参加などにより、週末に休養日が設定できない場合は、2ヶ月を1単位として捉え、8回程度の週末の休養日を設定する。]
  - ④ 原則として平日は、水曜日を休養日とする。(リフレッシュデイ)
  - ⑤ 野球部・ハンドボール部については、校外での練習になるため、移動時間を考慮し、下校時刻を配慮する。
  - ⑥ 長期休業中(春季・夏季・冬季)の練習計画については、学期中に準じた扱いを行う。また、十分な休養日をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設けることとし、後援会とも十分相談し計画表を作成する。なお、長期休業中の練習心得については、別途示す。なお、学校閉庁日は原則として休養日とする。
  - ⑦ 校内定期テスト3日前より部活動停止期間とする。
- ※ 上位大会および上位大会に繋がる大会に関しては、7日前より30分程度の練習時間延長と休養日の練習を認める。その際、別紙の「部活動練習時間延長許可願」もしくは「部活動練習許可願」を学校長へ提出する。

## 5. 部活動中の傷害について

- 活動中に、事故や傷害が起こらないように、指導計画・準備運動・コート整備・安全点検等を入念に行うように配慮し、万一、事故や傷害が発生した場合は、速やかに対応し「日本スポーツ振興センター」により、治療等を行う。また、任意でスポーツ保険に加入してもかまわない。また、練習試合、各協会主催の大会等における事故や傷害の場合にも同様に「日本スポーツ振興センター」により治療等を行う。このため、学校を離れての練習試合、各協会主催の大会に参加する場合は、必ず事前に学校長へ連絡して、参加の許可を得る。(休日の部活動練習計画)

## 6. 1年生の入部について

- 入学式から4月23日(金)までを仮入部期間とし、本人の興味、体力に合う部活動を選択させる。活動時間は18:00までとする。5月6日(木)より正式な活動を認める。
- ※ ただし、部の事情や、1年生の選択に迷いのない場合にはその限りではない。
- 入部後の転部・退部は原則として認めない。ただし、転部・退部せざるを得ない事情が生じた場合は、本人・保護者の意見を顧問・学級担任が聞いて考慮する。

## 7. 部活動生の心得

- ① 部活動加入生は、生徒心得・交通道德・活動時間、その他全ての活動等、本校の校則に従って活動する。不要物などの取り扱いも学校生活同様とする。
- ② 下校時間を厳守する。(※ 時間を守れない部については、活動停止等も検討する。)
- ③ 休日において、終日学校で活動する際の昼食は、弁当持参を原則とし、スーパーやコンビニ等での購入は禁止とする。  
※ 保護者からの差し入れについては、顧問の許可で飲食できる。
- ④ 行き帰りの買い食いや音楽を聴きながらの移動は絶対にしない。
- ⑤ 移動時および遠征時の服装については、原則として学校指定のジャージとする。但し、部独自のジャージのあるところはそれでも構わない。ソックス等も同じ扱いとする。
- ⑥ 自転車利用希望の部活動生は、利用届を提出し、ヘルメット・タスキを着用した上で交通道德を守る。
- ⑦ 練習場の整備および安全点検に心掛け、活動終了後の清掃・後片付けをしっかりと行う。
- ⑧ 自分たちの使用する用具・ボール等の整理整頓をきちんと行う。
- ⑨ 練習会場、部屋の消灯、戸締まりは確実にを行う。
- ⑩ 言葉遣い、あいさつ等のマナー向上に繋げる。
- ⑪ 更衣は指定の場所で行い、帰りの会終了後20分以内には活動できるように努力する。
- ⑫ 暑い時期には、熱中症にならないように水分補給を適宜行う。そのために、水筒やペットボトル等を持参することを認める。(自動販売機での購入は認めない。)
- ⑬ 部活動顧問不在時の練習は、中止を原則とする。ただし、他の顧問が監督を依頼され、それを受理し、管理者がいる場合においては、部顧問の指示に従って練習することができる。

## 8. キャプテン会および部活動生集会について

- ① 定期的にキャプテン会を開き、あいさつ運動や清掃等、部員相互で解決・運営できるものについて、企画・運営を行う。
- ② 適宜、部活動生集会を開き、部活動への取組について確認する場を設ける。

## 9. 部活動停止について

- 校則をしっかりと守って部活動に参加するが、校則を違反した者が部員にいた場合は、部顧問会(学校長、教頭、教務、生徒指導主事、部活動担当、該当部活動顧問)で審議し、部活動を中止することもある。部活動中止期間(奉仕作業等)は3日間以上とする。特に、眉に手を入れる・髪を染める等違反のある生徒については、次の対外試合等への出場を停止することもある。また、万引き・窃盗・暴力、その他の非行があった場合においては、休部または対外試合等への出場を停止することもある。その場合、部顧問会で審議し学校長が決定する。

## 10. 部活動(運動部・文化部)顧問・副顧問一覧

部活動の組織は、本校全職員で分担し、学校教育の一環として教育課程との関連を図る。学校長は、その総括責任者として、部活動の運営状況を把握することとする。

	部活動名	顧問・副顧問名	スポーツ少年団	外部指導者(案)
1	陸上競技部	小田 和彦 原田 誠		
2	男子バレーボール部	木上 浩文	○	坂下 拓斗
3	女子バレーボール部	濱砂 愛子	○	濱川 秀樹
4	軟式野球部	平澤 修	○	
5	男子ソフトテニス部	田上 誠一郎	○	
6	女子ソフトテニス部	押領司 健史郎	○	
7	サッカー部	毛上 昌也 黒木 良一	○	千葉 涼吾
8	男子ハンドボール部	岡上 桂	○	木切倉 進
9	女子ハンドボール部		○	
10	吹奏楽部	佐土原 京子		
11	美術部	菊村 有美 山下 直美		
①	剣道	片之坂 紗侑里		上原 誠
②	水泳	長野 みゆき		
③	弓道	三島 理恵		
④	硬式テニス	野中 恵子		

※ 黒枠①～④は校外活動

## 11. その他

- ① PTA 親子環境美化活動等の学校行事が行われる週末には、練習や練習試合の時間を考慮する。
- ② コロナ感染症拡大対策のため、部活動開始の際には必ず検温および体調チェックを行い、練習時以外の場面では、常にマスク着用を徹底する。